

農地中間管理事業の推進に関する
基本方針

令和2年4月
和歌山県

1. 主旨

この基本方針は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、和歌山県における効率的かつ安定的な農業を営む者（以下「担い手」）が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向を定めたもので、同条第 5 項の規定に基づき、公表する。

2. 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 県は、本事業を行う農地中間管理機構を指定し、担い手への農地集積を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にし、最大限に活用する。県農業の特徴として、中山間地域が大半を占め、永年性作物である果樹が主体であることから、面的集積が可能な農地面積が少ない。このことから、本県においては、作業性および生産性が高い優良農地の担い手への流動化を主体的に進める。
- (2) 農地流動化の機運が高い地域で実質化された（予定されているものも含む。）人・農地プランと連動させるなど、農用地の利用の効率化を促進する効果が高いと見込まれる地域において農地中間管理事業を重点的に推進する。
- (3) 優良農地の流動化を加速化する観点から、農地中間管理機構は農地中間管理権を取得する農地に一定の基準を設けることとする。特に農地として維持が困難、耕作放棄され再生が困難等、受け手が見込まれない農地を含まないこととする。

3. 担い手が利用する農用地の面積の目標

ここに掲げる目標については、農地中間管理事業を始め、農地中間管理機構の特例事業、利用権設定等促進事業および県単独事業等の連携により、達成を目指すこととする。

| | 平成 22 年度 | 概ね 10 年後(令和 6 年度) |
|------------------|-----------|-------------------|
| 耕地面積 (①) | *34,600ha | 34,600ha |
| うち担い手が利用する面積 (②) | 9,125ha | 22,836ha |
| ○ 認定農業者 | 3,711 経営体 | 4,500 経営体 |
| うち個人 | 3,657 経営体 | 4,300 経営体 |
| うち法人 | 64 経営体 | 200 経営体 |
| ○ 認定就農者 | 33 経営体 | 200 経営体 |
| ○ その他（基本構想水準到達者） | 1,156 経営体 | 5,680 経営体 |
| ②／① | 26.4% | 66.0% |

*耕地面積は平成 25 年度の農林水産省公表値。

4. 3以外の農地の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

| | 平成 24 年度 | 概ね 10 年後（令和 6 年度） |
|---------------------------------|----------|-------------------|
| 各担い手の利用する団地（連続して作業ができる圃場）の平均面積※ | —※ | — |
| 遊休農地面積 | 2,265ha | 2,200ha |
| うち 再生可能 | 1,559ha | 1,500ha |
| うち 再生不能 | 706ha | 700ha |

※ 農地中間管理機構設立後に、農地を貸し付けている担い手の状況を把握した上で記入する。

遊休農地面積：荒廃農地の発生・解消状況に関する調査（平成 24 年）農林水産省公表

5 農地中間管理事業の実施方法

(1) 農地中間管理事業は 2 (1) の通り、農地中間管理機構を中核的事業体として実施するが、地域段階には農地の利用調整組織として、県振興局、市町、農業委員会、JA 等で構成する農地活用協議会を設置する。農地中間管理機構は農地活用協議会の構成機関である JA、市町等に対し、相談窓口、優良農地の掘り起こし、借入農地の選別、受け手農家とのマッチング等の業務について、業務委託を行い、円滑かつ効率的な事業実施に努める。

(2) (1) の他、農地中間管理事業の実施方法は、農地中間管理機構が作成する農地中間管理事業規程において定めるものとする。

6 農地中間管理事業に関する啓発普及

県は、事業推進に係る説明会の開催や、パンフレット等の資料により、地域の関係者に農地中間管理機構の活用方法等について、周知徹底を図る。

7 県、市町及び関係団体等の連携及び協力

県、JA グループ和歌山農業振興センター、JA、市町、農業委員会、一般社団法人和歌山県農業会議、県土地改良事業団体連合会、県内土地改良区及び株式会社日本政策金融公庫と密接な連携及び協力の下で、農地中間管理機構の活用を図る。